

内閣参質一八九第三五六号

平成二十七年十月六日

内閣總理大臣 安倍晋三

参議院議長山崎正昭殿

参議院議員小西洋之君提出駆け付け警護における少年兵への対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小西洋之君提出駆け付け警護における少年兵への対応に関する質問に対する答弁書

一について

南スードン国際平和協力業務に平成二十七年九月十九日に成立した我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十六号）による改正後の国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号。以下「改正PKO法」という。）第三条第五号ラに掲げる業務を追加するか否かを含めて、現時点において、政府の方針をお示しえきる段階はない。

二について

政府として、お尋ねの「ジョゼフ・コニー」と称する人物及び「神の抵抗軍」と称する組織の存在は承知している。

三及び四について

お尋ねの「少年兵」及び「敵方」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。いずれにせよ、自衛隊の部隊等が改正PKO法に基づき国際平和協力業務を行うに当たつて

は、改正PKO法に定める我が国として国際連合平和維持隊に参加し、又は他国と連携して国際連携平和安全活動を実施するに際しての基本的な五つの原則その他改正PKO法に定める要件が満たされることが必要となる。